

令和3年8月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年8月25日(水) 午後1時30分～午後2時10分
2. 場所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 8名

1番 島巻 賢二委員 2番 細川 季代委員 3番 藤岡 義博委員
4番 小松 弘之委員 5番 谷村 眞一委員 7番 川崎 一男委員
8番 阿野田久志委員 10番 山崎 修委員
4. 欠席委員 6番 西岡 豊委員 9番 尾崎 考平委員
5. 事務局 局長 西村 城人 次長 富士原 夏樹
6. 議案 第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更
(農用地区域からの除外) について
第2号議案 農地法第3条許可申請について

(開会時刻午後1時30分)

(島巻会長あいさつ)

議長 ただいまから8月定例総会を開会致します。
それでは、事務局より諸般の報告をいたします。

事務局 はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は10名中8名で、室戸市農業委員会総会会議規則第6条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。西岡委員さんと尾崎委員さんより欠席のご連絡をいただいております。推進委員さんの出席者数は、10名中7名のご出席で黒岩委員さん、福富委員さん、竹崎擴委員さんより欠席のご連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、

第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について

第2号議案 農地法第3条許可申請について

の順となっております。

（7月総会以降の農業委員会の活動報告等）

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 ただいま、事務局より前回の総会以降の各委員さんの活動報告がございました。いつも言っておりますとおり、総会での議題以外に、それぞれ地区の農業委員さん・推進委員さんが活動されております。そのおかげで、室戸市の農業者の方々や開発者等が、みなそれぞれ段取りができて、スムーズにいったると思います。活動された委員の皆様、どうもご苦労でございました。

議長 それでは、議案の審議に入りたいと思います。今回審議に入る前に、農業委員のみなさんにお諮りをいたしたいと思います。ご承知のとおり、農業委員会では総会の議事録を作成してホームページにも載せております。その関係で私の方から規定により議事録署名人2名を指名しております。その指名において出席農業委員の皆様にお諮りをして、了解を頂いて、私の方から指名をしております。これを来月の総会から座席番号順の出席順に、会長が指名できるということの申し合わせを本日、いただきたいと思いますがどうでしょうか。

農業委員
全 員

（異議なし）

議長 よろしいですか。農業委員のみなさん、この取り扱いは、みなさんの任期中の取り扱いとし、また改選がございましたら変わりますが、来月の9月定例総会から私たちの任期中においては、議事録署名人については、会長が指名できるという申し合わせをいただきました。

議長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは5番 谷村委員、 7番 川崎委員をお願いします。

議長 これより議事に入ります。第1号議案番号1 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について議題といたします。
この件につきまして産業振興課 三宮君から説明をお願いします。
説明の間、休憩いたします。

産業振興課 三宮 第1号議案番号1 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外について）説明させていただきます。農業振興地域の整備に関する法律第13条に基づく農用地区域からの除外の申請となります。
議案書1ページ及び3ページの地図をご覧ください。申請者は
、場所については室津字 番外16筆
で、登記地目は田・畑・宅地、現況の利用状況は田・畑・原野となっており、地積が17筆で計8044.27㎡となっております。
除外後の用途は、特別養護老人ホームの建設です。

現在、室戸岬町にあります。は、昭和48年に建設・運営されておりますが、施設の老朽化や、南海トラフ巨大地震における津波浸水区域であることから、高台への移転が急務であるため、今回の申請に至っております。

土地の選定理由につきましては、申請地は津波浸水区域外であり、申請地以外に、これ程まとまった広さの適地も他には見つからず、周辺農地に影響を及ぼすおそれもないと考えられることから選定いたしました。説明は以上になります。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について、説明がございました。担当地区委員さんからの現地確認等の報告をお願いします。

推進委員 久保壯一 第1号議案 番号1室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外について）の現地確認の報告をいたします。詳細につきましては、産業振興課の三宮さんより説明のあったとおりですので、私の方からは、申請地の場所について説明いたします。場所は、室戸高校の近くの室津川沿いにある土地でございまして、3ページの地図を見ていただいたら分かると思いますが、県道沿いの さんがございまして、その北側に面してございまして、 の前から北側に農道が走っておりまして、その農道に入って100mちょっとくらいのところで、4差路に分かれまして、右側の東の農道が川まで突き当たっておりまして、この農道と川との囲まれた間が申請地となります。現地確認の方は 8月17日、午後2時に西岡委員、事務局富士原さんと私の3人で現地を確認してきました。周辺の状況から見て、農用地区域から除外しても問題ないと思いますので、審議の方をよろしくお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当地区委員さんより現地確認等の報告がございました。このことについて、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますので、お諮りします。
第1号議案番号1農用地区域から除外することについて賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを承認することに決定致します。

議 長 それでは、続きまして第1号議案番号2 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について議題といたします。
この件につきまして産業振興課 三宮君より説明をお願いします。
説明の間、休憩いたします。

産業振興課 三 宮 第1号議案 番号2 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について説明させていただきます。ページにつきましては、議案書の2ページ、地図は6ページになりますので、ご覧ください。申請者は さん、場所は羽根町字 乙 番 で、登記地目・現況地目ともに田、地積は596㎡の内2.25㎡で、基地局設置箇所の現在の利用状況は休耕田となっております。

変更後の用途は携帯電話無線基地局となっております。

土地の選定理由として、携帯電話事業エリア拡大に伴い、周辺基地局との距離を考慮した位置にあること、また、近隣住民・自然環境への影響が少ない場所であることなどから 株式会社

より土地所有者への依頼があったとのことです。

なお、県への事前説明済みであり、令和3年7月20日付けで農業上の土地利用計画上、特に支障がないものと回答をいただいております。以上です。

議 長 ありがとうございます。休憩前に引き続き会議を開きます。
担当課より番号2の申請内容について、説明がございました。関係
担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

7 番 議案内容については、産業振興課の三宮君から詳細に説明していた
川 崎 だきましたので、省かせていただきます。現地は、 の
東の農道を国道より20m程北へ行った場所です。
周辺は自己の所有地と農道に面しており、除外しても問題ないと思
われますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当地区委員さんから現地調査
等の報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のあ
る方は、お願いいたします。

(な し)

議長 長 特段ないようでございますので、お諮りします。
第1号議案番号2について、農用地区域からの除外に賛成の方の
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第1号議案番号2につきましては、除外することを承認する
ことに、決定致します。
三宮君は、ここで公務のため退席となります。
ありがとうございます。

(三宮氏退席)

議長 長 それでは、続きまして、第2号議案農地法第3条許可申請の件に
ついて、議題といたします。この件につきまして、番号1及び番
号2について、関係担当地区委員さんが同じであるため、事務局
より番号1及び番号2について続けて説明を願います。説明の間、
休憩いたします。

事務局 第2号議案農地法第3条許可申請、番号1及び番号2について、
事務局より一括にて、説明いたします。
まずは、番号1について説明します。
申請地は羽根町字 甲 番外13筆で、申請書記載のとおり
です。登記地目・現況地目は田及び畑、申請面積は14筆計7144
㎡となっております。本申請は、 さん か
ら、 さん への贈与による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

事務局

続きまして、第2号議案番号2について説明いたします。

申請地は羽根町字 甲 番外17筆で申請書記載のとおりです。登記地目は田・畑・原野、現況地目は田・畑及び1部宅地となっております。申請面積は18筆計6146.21㎡となっております。本申請は、 さん から、 さん への贈与による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

～ 事務局より番号1・2の説明は以上です。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員代理である川崎委員さんから、番号1及び番号2の説明をお願いします。

7番
川崎

第2号議案農地法第3条許可申請について、番号1・2の説明を行います。まず最初に番号1について、証言します。議案内容については、事務局から調査書より詳細に説明がありましたので、省略させていただきます。

申請地は、国道より市道を 2.5 k m 北へ行くと 集落がありまして、この集落周辺に申請地があります。8月18日午後1時30分に尾崎委員さん、黒岩委員さん、事務局富士原さんと私の4人で現地調査を行いました。夫から妻へ贈与するもので、問題ないと思われまますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、番号2について証言します。議案内容については、事務局より調書で詳細に説明いただきましたので、省略します。申請地は 集落より、5 k m くらい市道を北へ行ったところに 集落がありまして、集落から30 m くらい北へ行ったところに下へ降りる農道がありまして、その農道の先に平坦な農地が広がっております。

農道から北へ20 m くらい行きますと、農道周辺に の10筆の農地があり更に、北へ20 m くらい行きますと、農道より一段高い場所に のユズ園3筆があります。他に申請者宅の市道沿いの に2筆、 に3筆のユズ園があり、合計18筆あります。

8月18日に番号1の調査が終わった後、尾崎委員・黒岩委員・事務局富士原さんと私で 地区の調査を行いました。

さんと さんは、親子で息子さんに贈与するもので、問題はないと思われまますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。ただいまの番号1・2の説明について、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

(な し)

議 長 ないようでございますのでお諮りします。
第 2 号議案農地法第 3 条許可申請番号 1 について、
許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第 2 号議案番号 1 について許可することに、決定致します。

議 長 続きます、第 2 号議案番号 2 についてお諮りします。
第 2 号議案農地法第 3 条許可申請の番号 2 について、
許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第 2 号議案番号 2 について許可することに、決定致します。

議 長 それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。
なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。
事務局より、その他の事務連絡をお願いします。

事務局 (事務連絡)

議 長

他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を谷村代理
にお願いいたします。

(谷村職務代理の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後2時10分)